

令和5年度公立幼稚園の園児募集

【問い合わせ】
学校教育課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

市では、下記の内容で令和5年度公立幼稚園の園児を募集します。

▼ 申込期間

10月21日（金）から11月4日（金）まで

▼ 申込先

入園を希望する幼稚園または学校教育課

▼ 受付時間

（幼稚園）7:30～17:00

（学校教育課）8:30～17:00

※いずれも土・日・祝日を除く

▼ 対象者

本市に住民登録がある幼児

4歳児（H30年4月2日～31年4月1日生まれ）

5歳児（H29年4月2日～30年4月1日生まれ）

※本年9月1日現在、市内在住対象児の保護者宛てに入園案内を送付します。詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

※現在、保育園・認定こども園等に通園されている園児に、公立幼稚園への入園を勧めるものではありません。

▼ 提出書類

①入園申込書

②支給認定申請書（1号認定）

③父母の令和4年度の市町村民税課税（非課税）
証明書（令和4年1月2日以降に行方市に転入された方）

▼ 費用等

・利用料（授業料）：無料

・給食費^{*1}、教材費等、通園送迎費^{*2}：有料

※1 要件に該当する場合は副食費が免除

※2 タクシーでの送迎の場合

▼ 教育時間と預かり保育

教育時間の前後・長期休業中の預かり保育を実施しています。

【教育時間】8:30～15:00

【預かり保育】

①朝の預かり保育 7:30～8:30

②降園後保育エンゼル 15:00～18:00

③春休み、夏休み、冬休み 7:30～18:00

【申込先】

①は各幼稚園、②③はこども福祉課

※預かり保育の無償化対象者：教育・保育1号認定を受けて幼稚園等に通園しており、就労等の事由により保育が必要な方。

▼ 幼稚園の教育について

幼稚園では、基本的な生活習慣の定着を図り、幼児の自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通して、幼児一人一人に寄り添った教育を展開し「生きる力の基礎」と「非認知的能力」を育みます。さらに、小学校へのスムーズな移行に取り組んでいます。

※非認知的能力とは…目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力など、IQや学力試験などで測れない内面の力

▼ 公立幼稚園のあり方について

少子化等により、公立幼稚園児が減少傾向にあるため、公立幼稚園の適正配置に関する方針を策定し、令和3年4月に「行方市公立幼稚園のあり方（方針）」を公表しました。幼児期の教育目標達成のための集団活動ができる人数を考慮し、適正な園数にするため、休園基準を設けました。詳細は、市ホームページをご覧ください。



体験入園を実施します

幼稚園に入園していないお子さんを対象に、各幼稚園で保育体験を実施します。併せて教育内容の説明なども行います。お気軽にご参加ください。

▼ 日時

10月25日（火）

9:50～11:00

▼ 会場

各幼稚園

▼ 申込期限

10月18日（火）

▼ 申し込み方法

各幼稚園まで電話または来園

▼ 持参するもの

保険料100円、上履き（親子）、マスク着用



「貨物ターミナルづくり」
～列車を車庫へ入れたいな～

▼ 公立幼稚園一覧

幼稚園名 （所在地）	電話	通園区域	令和4年度の園児数	
			4歳児	5歳児
麻生幼稚園 （麻生1147-1）	0299-72-0530	麻生地区	16人	14人
北浦幼稚園 （繁昌212）	0291-35-2038	北浦地区	5人	9人
玉造幼稚園 （玉造甲4175）	0299-55-0281	玉造地区	10人	16人

令和5年度保育園・認定こども園の園児募集 【問い合わせ】 こども福祉課(玉造庁舎) ☎ 0299-55-0111

市では、下記の内容で令和5年度保育園および認定こども園(保育園部分)の園児を募集します。

▼ 申込期間

11月1日(火) から 11月15日(火) まで

▼ 申込先および書類の配布場所

こども福祉課

※申し込み書類は、10月上旬からこども福祉課にて配布する予定です。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※認定こども園の幼稚園部分へ入園希望の場合は、直接こども園へお申し込みください。

▼ 受付時間

8:30～17:00(土・日・祝日を除く)

▼ 対象者

保護者の就労状況等により、保育を必要とする0歳から6歳(就学前)までの児童

※ただし、入所の要件により、入所期間が限定されることがあります。

▼ 提出書類

- ① 保育園入園申込書・支給認定申請書(2号・3号認定用)
 - ② 家庭状況調査票
 - ③ 就労(予定)証明書等
 - ④ 児童の状況について
 - ⑤ 保育所(園)等の利用に関する同意書
 - ⑥ 父母の令和4年度の市町村民税課税(非課税)証明書(令和4年1月2日以降に行方市に転入された方)
- ※その他家庭の状況に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。



※①から⑤は全てそろわないと受け付けできません。

※⑥は、該当世帯のみ①から⑤の書類とともに提出してください。

▼ 施設利用のための支給認定区分

1号認定(教育標準時間認定)

幼稚園、認定こども園(幼稚部)の利用が可能満3歳以上で、教育のみを希望して保育の必要のない児童

2号認定(保育認定)

保育園、認定こども園(保育部)の利用が可能満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

3号認定(保育認定)

保育園、認定こども園(保育部)の利用が可能満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする児童

▼ 費用等

利用者負担額(保育料)は、世帯の状況により下記のとおり算定し、児童の年齢や保育の必要量に応じて決定します。

4月～8月: 令和4年度市町村民税課税状況により算定

9月～3月: 令和5年度市町村民税課税状況により算定

※金額は、4月1日時点の年齢で決まります。1号認定、2号認定のお子さまは、保育料が無償化されます。

▼ その他

・「令和5年度保育施設利用申込みのご案内」をご確認の上、お申し込みください。

・入所決定は、申し込みの先着順ではありません。また、定員がありますので、利用調整の結果、入所できない場合もあります。

▼ 保育園一覧

保育所名(所在地)	電話	定員	受け入れ年齢
子どもの家 ^{すみれ} の苑(麻生615-4)	0299-77-9790	30人	0歳(産休明け)～6歳(就学前)
玉造第一保育園(玉造乙1027-1)	0299-55-3631	90人	0歳(6カ月)～6歳(就学前)
玉造第二保育園(西連寺481)	0299-56-0710	100人	0歳(6カ月)～6歳(就学前)
玉造第三保育園(芹沢1652-5)	0299-55-1224	90人	0歳(6カ月)～6歳(就学前)

▼ 認定こども園一覧

施設名(所在地)	電話	定員	受け入れ年齢
麻生こども園(麻生3323-10)	0299-72-0522	105人 (保育園:90人) (幼稚園:15人)	0歳(6カ月)～6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～
龍翔寺こども園(矢幡2027-6)	0299-73-2340	130人 (保育園:100人) (幼稚園:30人)	0歳(6カ月)～6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～
北浦こども園(中根309-1)	0291-35-3141	95人 (保育園:80人) (幼稚園:15人)	0歳(6カ月)～6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～
認定こども園のぞみ(山田3418-4)	0291-35-2550	130人 (保育園:85人) (幼稚園:45人)	0歳(6カ月)～6歳(就学前) ※幼稚園は3歳～

※いずれの保育園・こども園も

開設時間は7:00～18:00(19:00まで延長保育可能)

01

行方市職員採用試験

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 追加募集試験の実施要項をお知らせします

▼ 試験区分および採用予定人数 (学歴区分：A 大学卒等 B 短大・高校卒等)

試験区分	学歴区分	採用予定人数	受験資格
一般事務	A	7人程度	平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和5年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務	B		平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人または令和5年3月31日までに卒業見込みの人
社会人経験枠	A・B	5人程度	昭和48年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、土木施工管理技士（1級・2級）または管工事施工管理技士（1級・2級）のいずれかの資格を有し、かつ、建設系（建設コンサルタントを含む）の民間企業や行政機関等において、おおむね5年以上の実務経験を有している人
			昭和48年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、保健師、公認心理師、社会福祉士のいずれかの資格を有し、かつ、福祉系の事業所や行政機関等において、おおむね5年以上の実務経験を有している人
			昭和48年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、民間企業や行政機関等において、通算5年以上の勤務実績を有している人 ※勤務実績は、就業規則や雇用契約等で定められた1週間の所定労働時間が30時間以上（休憩時間および時間外労働時間を除く）であった期間に限る。

※上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- オ 令和4年度行方市職員採用試験の前期または後期を受験した人

▼ 試験日程および会場

区分	試験日程		会場	
	1次試験	2次試験	1次試験	2次試験
一般事務	11月5日（土）～13日（日） のいずれか1日	11月下旬～ 12月上旬	テストセンター （各都道府県に設置）	第1次試験合格 者に通知します
社会人経験枠	11月9日（水）～13日（日） のいずれか1日		WEB試験	

▼ 受験申し込み手続き

【受付期間】

10月3日（月）9:00～31日（月）17:00

【申し込み方法】

市公式ホームページ市職員採用試験トップページに申し込み方法等を記載した実施要項を掲載しますので、内容を確認の上、インターネットで申し込んでください。インターネットによる方法で申し込みができない方は、10月14日（金）までにお問い合わせください。

市職員採用試験トップページ▶



02

行政相談週間

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■「めざそう 住みよい まちづくり」行政相談所を開設します

総務省では、行政相談制度について、広く理解され、利用していただけることを目指して、10月17日（月）から23日（日）までの一週間を「行政相談週間」と定めています。この期間中開設する行政相談所では、行政相談委員が住民の皆さんの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付けます。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▼ 日時

10月19日（水）13:00～15:00

▼ 会場

麻生公民館 2階 第2集会室（☎0299-72-1573） 根本 憲 行政相談委員
北浦公民館 1階 講義室 3（☎0291-35-3777） 松下 健治 行政相談委員
玉造公民館 1階 談話室（☎0299-55-0171） 新堀 文江 行政相談委員



※新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、相談は原則15分（最大30分まで）とします。また、来所される際には、検温等の体調管理とマスクの着用のご協力をお願いします。

※今後の感染症の発生・拡大の状況によって、相談所の開設を中止する場合があります。その際には、市公式ホームページ等でお知らせします。

03

10月は土地月間

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■土地取引の後には届け出を

10月は、土地に関するさまざまな普及啓発活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲り受け人）は、政策秘書課に届け出を行う必要があります。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

▼ 届け出の必要な面積

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域外の区域 10,000㎡以上

▼ 届け出の必要な取引

売買、交換、共有物持ち分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

▼ 届け出期限

契約締結日を含めて2週間以内

広告

借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	

神栖・鹿島セントラル法律事務所
 問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可
 弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）鹿島セントラルビル新館5階
 弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）茨城県神栖市大野原4-7-11

うちの子「結婚」しないのかしら？
 独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
 まずはお気軽に仲人にご相談ください
 ☎ 029-835-3751

結婚相談所 ムスベル

04

戦没者等の遺族に対する
特別弔慰金

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 請求をお忘れではありませんか？

令和2年4月に受け付けを開始した「第11回特別弔慰金」の請求期限が間近となっています。請求期限を過ぎると受け取る権利がなくなりますので、対象となる方でまだ請求していない方はお早めにお手続きください。

▼ 支給対象者（次の順番による先順位のご遺族お一人に支給）

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたか等により順番が入れ替わります。

- (4) 上記以外の戦没者等の三親等以内の親族（おい、めい等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▼ 支給手続き

以下の必要書類を社会福祉課へ提出

- ・請求書等
- ・請求者の戸籍抄本等
- ・印鑑（国債償還時に使用するもの）
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※請求者の状況により必要な書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

▼ 支給内容

額面 25万円、5年償還の記名国債（無利子）

▼ 請求期限

令和 **5年3月31日**（金）

▼ 注意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものであり、ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限は
令和5年3月31日（金）までです。

請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（孫、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容	額面25万円・5年償還の記名国債	請求窓口	お住まいの市区町村の援護担当課 <small>※郵送による請求もできます</small>
留意事項	特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。		

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の援護担当課にお問い合わせください。

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」

Lucky FM
茨城放送
FM 88.1/94.6 AM 1157/1458

Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■ 放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■ 周波数 76.7MHz

05 10月は里親月間

【問い合わせ】
こども福祉課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 里親を必要としている子どもたちがいます

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない子どもたちを、里親の家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度のことです。茨城県では、子どもたちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。



▼ 里親の種類

種類	迎え入れ方
養育里親	18歳までの子どもを、子どもが自立したり、実の家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親
養子縁組里親	特別養子縁組(戸籍上も自分の子どもとして育てること)を前提として養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に 祖父母などの家族が子どもを養育する里親

▼ 里親になるまでのステップ

- ① ガイダンス
- ② 里親基礎研修・登録前研修
(座学3日、実習3日)
- ③ 登録申請
- ④ 家庭訪問
- ⑤ 審議後登録

▼ 里親への支援

子育ての経験がなくても、登録前の研修で必要な知識を学べます。疑問や悩みがあれば、児童相談所や児童福祉施設の職員が電話や訪問し、一緒に解決方法を考えます。さらに、地域の里親会による支援や交流活動もあります。また、里親には迎え入れた子どもの養育費として、各種手当が支給されます。

▼ 問い合わせ先

児童家庭支援センターあいびー
水戸市小林町 1186-84
☎ 029-291-3770
Eメール satoriku@doujinkai.or.jp

茨城県から「里親制度等普及促進・リクルート事業」を受託しています。里親については、何でもお問い合わせください。
▶ブログはこちら



◆里親制度説明会のお知らせ◆

里親制度についての説明や、里親の体験談を聞くことができます。ぜひご参加ください。

【日時】12月11日(日) 14:00～16:00

【場所】潮来市社会福祉協議会

【定員】30人

【料金】無料

【申し込み方法】電話またはメール

【申込先】社会福祉法人同仁会児童家庭支援センターあいびー
里親リクルーター 新山

☎ 029-291-3770 または 080-8434-3609

Eメール satoriku@doujinkai.or.jp



06

子宮頸がん予防ワクチン
予防接種【問い合わせ】
健康増進課（保健センター）
☎ 0291-34-6200

■ 定期予防接種・キャッチアップ接種のご案内です

▼ 予防接種の種類

種類	対象者 ^{※1}	接種期間	必要書類	料金
定期予防 接種 (小学校6年～ 高校1年相当)	接種日時点で行方市に 住民登録がある、平成 18年4月2日～平成 23年4月1日生まれ の女子	16歳到達年度の 3月31日まで ^{※2}	・予診票 ^{※3} ・母子健康手帳	無料
キャッチアップ 接種	接種日時点で行方市に 住民登録がある、平成 9年4月2日～平成 18年4月1日生まれ の女子で、かつ、過去 に子宮頸がん予防ワク チンの接種を合計3回 受けていない方	令和7年3月31日 まで	・予診票 ・母子健康手帳 ・健康保険被保険者証 ・行方市に住民登録が あることが確認でき る書類（運転免許証、 マイナンバーカード 等）	

※1 標準的な接種期間は中学校1年相当からとされています。小学校6年相当の方以外には、すでに案内・予診票を送付済みです。小学校6年相当で接種を希望される方は、健康増進課までお問い合わせください。

※2 キャッチアップ期間中に定期予防接種の対象から新たに外れる以下の世代については、令和7年3月31日まで接種期間が延長されます。

- ・高校1年相当（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の女子
- ・中学校3年相当（平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の女子

※3 接種を受ける方が16歳未満の場合は保護者の同意が必要です。13歳以上の方が接種する場合で、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄に確認できた方については、保護者の同伴がなくても接種可能です。

▼ 接種回数

同じワクチンの種類で3回接種します。

ワクチンの種類	回数	標準的な接種間隔
サーバリックス（2価）	3回	2回目：1回目の接種から1カ月後 3回目：2回目の接種から6カ月後
ガーダシル（4価）		2回目：1回目の接種から2カ月後 3回目：2回目の接種から6カ月後

▼ 接種方法

茨城県医師会のホームページから「茨城県内定期予防接種広域事業の協力医療機関」をご確認の上、電話で予約を取り、接種してください。

茨城県医師会ホームページ▶



07

マイナンバーカード
出張申請サポート【問い合わせ】
総合窓口課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 市内の商業施設で申請のお手伝いをします

お買い物のついでに最短 10 分程度で簡単に申請ができます。どうぞお気軽にお越しください。

▼ 日時



【ベイシア玉造店】

10月9日（日）
9:00～16:00

【セイヤマモール麻生店】

10月22日（土）
9:00～16:00

▲ 9月実施時の様子

▼ 対象者

行方市に住民登録がある方

※写真撮影をしますので、お子さまやご高齢の方も必ず本人がお越しください。

▼ 必要書類

本人確認書類

(1点) 運転免許証・パスポート・障がい者手帳等
(2点) 健康保険証・介護保険証・年金手帳・マル福等

08

市営住宅入居者募集

【問い合わせ】
都市建設課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 下記の市営住宅への入居者を募集します

住宅名	所在地	間取り	構造	募集戸数
みなみ原団地	青沼 841-14	3LDK	RC 構造	3戸
諸井団地	玉造甲 4175	3DK	RC 構造	3戸

▼ 応募資格 以下の全てに該当する方

- (1) 現在住宅に困っており、2人以上の親族で入居する方（単身入居は不可）
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 条例で定める基準内の収入である方
- (4) 入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

▼ 申込受付期間

10月11日（火）～10月31日（月）
（土・日・祝日除く）

※この期間に申し込みが難しい方は、ご連絡ください。なお、11月1日以降に空室がある場合は、随時募集となり、先着順で申し込みを受け付けます。

▼ 申し込み方法

所定の申込書に記入し、必要書類を添付し、都市建設課に提出してください。

▼ 必要書類

- ①住民票（入居しようとする家族全員が記載されたもの）
- ②収入等を証明する書類（収入のある方全員分）
- ③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

▼ 入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により、入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。選考後は、住宅清掃、改修工事により、入居までに約2カ月かかります。

09

下水道および農業集落排水接続
に対する補助金【問い合わせ】
下水道課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 工事費用の一部(上限 35 万円) を補助します

下水道および農業集落排水区域にお住まいの方を対象とした制度です。この機会に、下水道等への接続を検討してはいかがでしょうか。なお、予算には限りがありますので、お早めにお申し込みください。

▼ 補助金について

要件	補助限度額
市税等に滞納がないこと	4万円
18歳未満(令和4年4月1日現在)の方または65歳以上(令和5年3月31日現在)の方がいる世帯で、市県民税の課税対象額が世帯合計334万円以下の世帯(世帯年収が約600万円未満)	35万円

※工事費用が限度額未満の際は、実際の工事費用が補助されます。

※新築(建築確認を要する改築を含む)・法人・店舗・事業所は補助の対象外です。

▼ 補助金の申請方法

申請書等を下水道課へ提出

詳しくは、お問い合わせください。

10

下水道使用料金の適正化

【問い合わせ】
下水道課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 下水道使用料金の改定について審議が進められています

下水道事業は、公営企業であり独立採算が基本原則です。下表が示すように、市の下水道事業の経営は、汚水処理に係る費用を使用料収入でまかなえておらず、不足分を一般会計からの繰入金に依存している状態にあり、安定した経営とは言えない状況です。そのため、市は来年度、下水道使用料金の改定を計画しており、内容について、諮問機関である下水道事業等使用料金検討委員会へ諮問し、現在審議が進められています。

▼ 令和3年度下水道会計状況

種類	使用料収入 (a)	汚水処理費用 (b)	経費回収率※ (a / b)
流域関連公共下水道(麻生)	45,302,000円	69,905,000円	64.8%
特定環境保全公共下水道(玉造)	40,162,000円	91,476,000円	43.9%
農業集落排水(玉造)	22,025,000円	47,224,000円	46.6%

※経費回収率…汚水処理費をどの程度使用料収入でまかなっているか表す指標で、100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保および汚水処理費の削減が求められる。

11

サツマイモ基腐病にご注意

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ サツマイモを収穫する際は株やイモをよく確認しましょう

「サツマイモ基腐病」対策では、本病の侵入を防止するとともに、疑わしい株を早期に発見し、まん延防止のため、速やかな防除対策の徹底が重要です。このため、収穫前には株の枯死・黄化や地際部の茎が黒くなっていないかなどを確認しましょう。また、収穫時には、なりつるに黒変がないか、芽が出ていないか、腐っていないかなどを確認しましょう。本病が疑われる株を見つけた場合は、その株を抜き取らず、発見場所が分かるように目印をつけ、病原菌が周囲にまん延しないようそのままにしておいてください。

また、収穫後に本病が疑われるイモを見つけた場合は、ビニール袋に入れて保管し、入っていたコンテナを健全なイモが入っているコンテナとは隔離してください。

本病が疑われる株やイモを見つけた場合は、速やかに以下までご連絡をお願いします。

▼ 連絡先

鹿行農林事務所 農業振興課 ☎ 0291-33-4117

鹿行農林事務所 経営・普及部門 ☎ 0291-33-6192

鹿行農林事務所 行方地域農業改良普及センター ☎ 0299-72-0256



▲詳しい情報は
こちらから

12

有害鳥獣生息拡大防止のための森林整備

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 森林を整備し害鳥獣が人里に近づきにくい環境を創出します

市では、森林環境譲与税を活用し、有害鳥獣による農作物被害等が発生または発生する恐れがある田畑・住宅に隣接する森林を整備することで、有害鳥獣が人里に近づきにくい環境を創出するための森林整備を進めています。この事業では、森林管理者から要望があった荒廃した森林を、市が予算内で整備します。

▼ 要件

- ・民有林（森林法第2条第3項に規定する民有林）または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ・市と森林所有者等において、森林の転用禁止などを定めた保全管理協定が締結されること
- ・原則として、施行地の合計面積が3ha以上
- ・被害が発生または発生する恐れがある田畑等に隣接し、やぶ化するなど荒廃した森林
- ・整備後は、継続して適切に管理を実施すること

▼ 事業内容

刈り払い、整理伐、枝打ち 等

※整備は原則1施行地あたり1回限りです。

▼ 申込期限

10月31日（月）

▼ 申し込み方法

申請書等を農林水産課へ提出

詳しくは、お問い合わせください。



▲森林環境贈与税に
ついてはこちら

13

飼い犬の登録
狂犬病予防注射【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

令和4年度飼い犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効なので、毎年更新する必要はありません。ただし、登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったりした場合は、環境課へ届け出をしてください。

狂犬病予防注射は、毎年1回必ず受けなければなりません。予約は不要です。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。

▼ 料金

飼い犬の登録有無	登録手数料	注射済票料	予防注射料金
登録済み	—	350円	3,000円
未登録	2,000円		

※釣り銭のないようご協力をお願いします。

▼ 日程

日程	時間	実施場所
10月29日 (土)	9:00～9:15	要地区館
	9:25～9:40	西浦地区学習センター
	9:50～10:05	島並農村集落センター
	10:15～10:40	行方市役所麻生庁舎
	10:55～11:10	太田地区館
	11:20～11:35	大和地区館
	11:50～12:05	繁昌地区学習センター
	12:15～12:30	行方市役所北浦庁舎
10月30日 (日)	9:00～9:15	玉川地区学習センター
	9:25～9:40	手賀地区学習センター
	9:50～10:20	行方市役所玉造庁舎
	10:30～10:45	羽生地区学習センター
	11:00～11:15	中山消防機庫
	11:25～11:40	小貫地区学習センター
11:50～12:05	武田地区館	

※予防接種は開業獣医師宅でも受けられます。

10月は、飼い主マナー向上推進月間です

○ 飼い犬を放していませんか？

夜間に犬を放している方がいるようです。放し飼いは、飼い主の知らないところで他人に迷惑をかけています。集積所のゴミを荒らす。畑を荒らす。ふんはそのまま……。犬が苦手な人には、子犬でも怖いものです。飼い主は、咬傷事件を防ぐためにも、人気のないところでも、必ずリードをつけて散歩してください。

○ スコップやビニール袋等を持って散歩していますか？

散歩をする際は、ふんの持ち帰りの袋とスコップを用意しましょう。犬のふんを持ち帰ることは、犬を飼う上での「ルール」です。道路や堤防、公園はみんなの物です。そのことを忘れずに、散歩をしてください。犬を飼っている人も、飼っていない人も気持ちよく生活できますように。

○ 簡単に犬・猫を捨てていませんか？

犬や猫の命も動物愛護法で守られています。犬や猫を捨てることは、犯罪です。
殺傷：懲役5年、罰金500万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円
犬や猫も尊い命です。無計画な飼い方により繁殖をし、不幸な命をつくらないために、避妊・去勢の手術を受けましょう。

14 第5回茨城 100k ウルトラマラソン in 鹿行

【問い合わせ】
商工観光課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 令和5年3月12日（日） 5:00 スタート

茨城 100k ウルトラマラソン実行委員会では、北浦を中心に鹿行5市を巡り、北浦湖畔が織りなす水辺ならではの美しい景観を選手に楽しんでいただくとともに、鹿行地域の魅力を広くPRし、地域の活性化を図ることを目的とした第5回『茨城 100k ウルトラマラソン in 鹿行』を開催します。

ぜひこの機会に、記録を狙う方も、走ることを楽しむ方も、茨城県鹿行地域を存分に味わうことのできる「日本一超フラット100kコース」がキャッチフレーズのこの大会にぜひエントリーください。

▼ 日時

令和5年3月12日（日） 5:00 スタート

▼ 会場

北浦湖畔
スタート・ゴール／行方市北浦公民館
折り返し地点／神栖市息栖神社

▼ 種目

100kmの部・男子／100kmの部・女子

▼ 定員

600人
※定員になり次第締め切り

▼ 申込期間

10月1日（土）～12月15日（木）

▼ 申し込み方法

商工観光課窓口・インターネット・ふるさと納税（鹿行各市）

▼ その他

ランナーの他、ボランティアや協賛企業も募集しています。



大会ホームページはこちらから▶



▲第4回大会の様子

広告



年金・ローン・共済無料相談

年金：年金の専門家である社会労務士が相談に応じます。年金のお受け取り手続きや、年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、さまざまな疑問にお答えいたします。

ローン：住宅・自動車・教育・農業関連の資金など、今から将来にかけて必要となるお金のご用意について、この機会にぜひご相談ください。

共済：ご加入中の保険等内容などを無料診断します。



©よりぞう

※相談は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約の上、ご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

JA なめがたしおさい

開催店舗：① 玉造支店 行方市玉造甲1005-1 ② 北浦支店 行方市山田3018-2
開催日時：① 10月15日（土） ② 11月5日（土） ①・②ともに午前9時～午後3時
電話番号：① 0299-55-0010 ② 0291-35-2211

畳・襖・障子貼替え受付中

住宅のお困り事も何でもご相談ください！
トイレ・浴室・キッチン・洗面台等の水廻り
外壁塗装・屋根・増改築・手摺取付・壁紙

見積無料
お電話ください

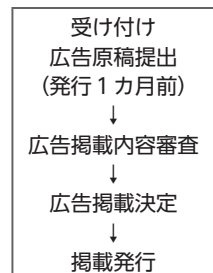
創業160余年の信用と実績
イシイのいぐさ
(株)イシイ畳
リフォーム
石岡本店 石岡市大谷津3-10
つくば店 つくば市高野台3-20-1
ひたちなか店 ひたちなか市高場2332-1
☎ 0120-141-593

広告募集

「市報行方」へ 広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。詳しくは、政策秘書課まで。

☎ 0299-72-0811
FAX0299-72-2174



15 二十歳のつどい

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 二十歳を迎える皆さんを祝福します

市では、二十歳を迎える皆さんを対象に「令和5年行方市二十歳のつどい」を以下のとおり開催します。
※令和4年4月に成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正が施行されましたが、市ではこれまでどおり当該年度に20歳を迎える方を対象に式典を開催します。

▼ 日時

令和5年1月8日（日）10:00 開式

▼ 会場

行方市文化会館（山田 2175）

▼ 対象者

平成14（2002）年4月2日から

平成15（2003）年4月1日までに生まれた方

▼ 注意事項

- ・対象となる方には、11月下旬ごろにご案内の文書を送付します。詳しくは、お問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策をとりながら開催します。感染状況により、式典内容の変更や中止になる場合がありますので、市公式ホームページ等で最新情報をご確認ください。

16 文化財保護審議会委員

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 文化財保護審議会委員を紹介します

行方市文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見を述べる機関です。委員の任期は2年間で、会長・副会長を含めて現在15人の委員によって組織されています。

市内の文化財の巡視を行ったり、近隣の市町村の委員との合同研修会に参加したりして、文化財に関する知識を深め、適切な文化財保護・活用事業を行うよう努めています。

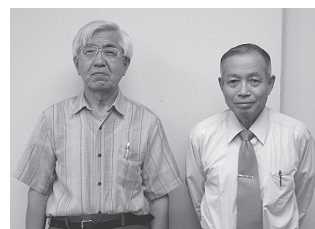
▼ 文化財保護審議会委員

高橋 量光（石神） 土子 俊雄（南） 羽生 均（麻生） 久保 喜雄（杉平）

太田 利夫（行方） 千ヶ崎 良治（山田） 鈴木 宏（小幡） 塙 保（行戸）

河野 勝雄（三和） 井川 次生（成田） 根本 孝（芹沢） 高野 節夫（井上）

金田 美佐雄（玉造甲） 飯田 俊彦（手賀） 山口 不岐（羽生）



▲（左から）塙副会長、羽生会長

広告

ハロウィンジャンボ

1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

スマホやPCからの
ネット購入は
こちらから!

宝くじ公式サイト
<https://www.tokaijiribon.jp/>

ラッキー・ハロウィン!

5 **ハロウィンジャンボミニ**

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

9月21日(水) **同時発売**

発売期間 / 9月21日(水)~10月21日(金)
抽せん日 / 10月28日(金)

各1枚 300円

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ / 0570-01-1192 [宝くじコールセンター]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

17

市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課(納付全般)・税務課(市税)

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課(介護保険料)・国保年金課(後期高齢者医療保険料)

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

市税・保険料の便利な納付方法

口座振替(市役所・金融機関・Web申込)

口座振替で自動的に納付ができます

◆ 金融機関窓口でのお申込み

金融機関窓口にご用意してある口座振替依頼書にてお申込みができます

【用意するもの】

- 納税(納入)通知書
- お届印
- 預貯金通帳



◆ 市役所窓口でのお申込み

市役所窓口にご用意してある口座振替依頼書にてお申込みができます

【用意するもの】

- キャッシュカード
- 身分証明書



NEW!

◆ Web上でのお申込み

行方市ホームページ「Web口座振替」のページより、Web口座振替受付サービスへアクセスし、手順に従って申込を行います

【用意するもの】

- 納税(納入)通知書・納付書
- 通帳またはキャッシュカード
- インターネットに接続できる機器(パソコン・スマートフォンなど)
- 登録確認用メールアドレス



行方市ホームページ
(Web口座振替)

【利用可能な金融機関】

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・

ゆづり銀行・なめがたしおさい農業協同組合

(なめがたしおさい農業協同組合は、Web申込には対応していません。)

※ 振替日(納期限日)に口座残高が不足していた場合は振替できませんので、納付書で納付していただきます。
なお、振替日(納期限日)の再振替は行いません。

クレジットカードで納付

専用サイトでクレジットカードを使って納付ができます

「F-REGI公金支払い」のサイト上で「行方市」を選択し手順に従って納付を行います。

【用意するもの】

- クレジットカード
- 納付書(バーコード印刷のあるもの)
注) 納期限を過ぎた納付書は、利用できません
- スマートフォン・タブレット(カメラ機能のあるもの)

※ 納付には、手数料がかかります



スマートフォンアプリで納付

PayPay・LINE Pay・PayBで納付ができます

各アプリをインストールし、「請求書支払い」「スキャン」等を使い、納付書のバーコードを読み取って納付を行います。

【用意するもの】

- スマートフォン
- 納付書(バーコード印刷のあるもの)
注) 納期限を過ぎた納付書は、利用できません

※ 納付にかかる手数料は無料です



○ 上記の納付方法は、普通徴収の市税・保険料等が対象となります。
○ 指定の銀行・郵便局・市役所窓口やコンビニエンスストアでの現金納付も可能です。
詳しくは、納税(納入)通知書裏面・納付書裏面をご覧ください。

取扱科目(普通徴収のみ)

- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税(種別割)
- ・ 市・県民税
- ・ 国民健康保険税
- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料

10月の市税と保険料は・・・

市・県民税 第3期 国民健康保険税 第4期
介護保険料 第4期 後期高齢者医療保険料 第4期

納期限(振替日)は10月31日です。